

船舶インシデント調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和元年9月28日 10時15分ごろ
発生場所	佐賀県玄海町値賀埼南西方沖 値賀埼灯台から真方位251° 1.5海里付近 (概位 北緯33°30.6′ 東経129°48.0′)
インシデントの概要	プレジャーボート治栄丸は、航行中、船外機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年10月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 治栄丸、0.6トン SA3-24336（漁船登録番号）、個人所有 第290-50773号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐：下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、貸しボートで、船長1人が乗り組み、友人2人を乗せて釣り場を移動中、船外機が停止したので、船長が、燃料がほぼ空の状態であることを確認した後、少しでも陸岸に近づこうと船外機を始動して航行したが、再度船外機が停止し、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が118番通報を行い、来援した水難救済会所属の船舶により出発地にえい航された。</p> <p>船長は、出港時、燃料タンクの燃料がふだんと同じくらい入っていることを確認していたが、出港後も燃料タンクの残量を確認していればよかったと本インシデント後に思った。</p> <p>本船は、予備の燃料タンクが備えられていなかった。</p>
分析	本船は、航行中、船長が燃料タンクの残量を把握しておらず、燃料タンクが空になったことから、船外機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、船長が燃料タンクの残量を把握しておらず、燃料タンクが空になったため、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>船長は、本インシデント後、出港後も燃料タンクの残量を常に把握するようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・ 貸しポート屋を営む者は、貸し出す船舶に予備の燃料タンクを備えておくことが望ましい。